



Young Japan Association of Arbitrators 入会申込書

1. 申込者の情報

敬称	
名前	
ミドルネーム	
姓	
肩書	
電話番号	
ファックス番号	
電子メール	
生年月日	

2. 連絡先

所属組織名	
住所	
電話番号	
ファックス番号	
電子メール	
ウェブサイト	

3. 日本仲裁人協会への入会の有無

以下のいずれかにチェックをお願いします。

- 現在、日本仲裁人協会の会員です。
- 現在、日本仲裁人協会の会員ではありません。入会申込方法の案内をお願いします。

※日本仲裁人協会の会員であることは YJAA 加入の必須条件です。日本仲裁人協会への加入がお済でない方につきましては、入会申込方法の詳細をご案内致します。

4. 条件

下記 YJAA 会員条件に同意する旨チェックをお願い致します。

- 私は、本申込書提出時点において、**40 歳以下**です。
- 私は、一般規則（添付）及びその将来の修正版に同意します。
- 私は、私の個人情報・連絡先が YJAA によってイベント・セミナーの案内等の連絡方法や他の仲裁機関の若手会等との連携のために利用されることに同意します。
- 私は、私の個人情報・連絡先が日本仲裁人協会の運営事務のため日本弁護士連合会に提供されることに同意します。

申込日:

署名: _____

お手数ですが、電子メール(jaa-info@nichibenren.or.jp)またはファックス(03-3580-9899)にて提出をお願い致します。

Young Japan Association of Arbitrators (YJAA) 一般規則

1. YJAA の目的

YJAA の目的は以下の通りとする。

- (a) 日本及び世界の仲裁、その他の裁判外紛争解決手続に関わる実務家の交流の場を設け、仲裁、その他の裁判外紛争手続に関する専門性、経験、情報の交換を図ること。
- (b) 仲裁、その他の裁判外紛争解決手続についての情報を提供し、その利用を促進する活動を行うこと。

2. 会員資格

YJAA の会員資格は、入会申請時において 40 歳以下の公益社団法人日本仲裁人協会（JAA）の会員とする。

3. YJAA 委員会

- (a) YJAA は、その会員の中から、一名の委員長及び委員で構成される運営委員会（「委員会」）を設けるものとする。
- (b) 委員会は、YJAA の活動内容を決定する。
- (c) 委員及び委員長は、2 年毎に委員会により指名されるものとする。

4. 設立時委員会メンバー

設立時委員会メンバーは次のとおり：井上葵、河端雄太郎、ミハエル・ムロチェク、落合孝文、小川新志、ジョン・リベイロ、鈴木毅（委員長）、平征三朗及び舘野智洋。